

保稅業務検査と 最近の非違について

令和5年

名古屋税関監視部保稅検査第1部門

本日の説明内容

1. 保稅業務検査について

2. 社内管理規定で大切なこと

3. 非違について



1. 保稅業務検査について

実施内容

- 適正な税関手続履行状況
- **許可条件※**の遵守状況・履行状況
・・・**検証**
- 関税法等法令に定められた**義務規定**
- 貨物の適正な保全体制
・・・**確認**


※参考：許可条件

指令第 号 税関株式会社第3150号

保稅蔵置場許可期間の更新書

令和〇年〇〇月〇〇日

△△△株式会社
代表取締役 ○〇 ○〇 殿

名古屋税関長 ○ ○ ○ ○ 

令和〇年〇月〇〇日申請に係る保稅蔵置場許可期間の更新申請については、
関稅法第42条の規定により下記のとおり更新したので通知する。

記

保稅蔵置場の名称	〇〇株式会社1号保稅蔵置場
所在地	愛知県名古屋市港区〇〇〇1-5
保稅蔵置場の許可を受けた期間	自 令和〇年〇〇月1日 至 令和〇年〇〇月31日
更新した期間	自 令和〇年〇〇月1日 至 令和〇年〇〇月31日
更新に伴う条件	裏面のとおり

(裏 面)

蔵置貨物の種類：輸出入一般貨物

更新に伴う条件

- (1) 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合には、あらかじめ税関長に届け出ること。
- (2) 保稅蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出ること。
- (3) 保稅蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保稅業務検査を受けた場合にあつては、当該保稅業務検査を受けた日までの間）保存すること。
- (4) 関稅法第43条第3号から第7号までに該当することとなった場合には、直ちに届け出ること。
- (5) 関稅法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受け付けた貨物のみを置く施設については、当該保稅蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ関稅法第43条の3第1項による承認を受けること。
- (6) 内部監査人による評価・監査を原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すること。
- (7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保稅蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずること。

※参考：許可条件

実施内容

- (1) 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合には、あらかじめ税関長に届け出ること。
- (2) 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出ること。
- (4) 関税法第43条第3号から第7号までに該当することとなった場合には、直ちに届け出ること。
- (5) 関税法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ関税法第43条の3第1項による承認を受けること。
- (6) 内部監査人による評価・監査を原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。
- (7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じること。

1. 保税業務検査について

税関の検査をする権限

- 関税法第105条

貨物についての電磁記録を含む帳票書類について検査することができる。

1. 保税業務検査について

倉主の記帳義務

- 関税法第34条の2

帳簿を設け（保税台帳）政令で定められた事項を記載しなければならない

1. 保稅業務検査について

保稅業務検査の最終目的

保稅行政の秩序の維持

保稅地域の健全な運営

1. 保稅業務検査について

検査を受けるときに準備するもの 1

- **保稅台帳※**
- **搬入関係書類 保稅運送承認書(写)等**
- **搬出関係書類 輸出入許可書(写)等**
- **内部監査結果報告書綴り**
- **部内研修(教育訓練)結果報告書綴り**
- **CP(社内管理規定)**
- **保稅業務社内管理体制組織図(最新のもの)**

※参考：保税台帳の種類

輸入

- マニュアル台帳
- N A C C S 配信データの保存することで
台帳に替える（電磁記録台帳）※

輸出

- マニアル台帳
- マニアル台帳（アタッチ方式）
- N A C C S 配信データの保存することで
台帳に替える（電磁記録台帳）※

※ E-mail : nagoya-kanshi-hozei@customs.go.jp

1. 保稅業務検査について

検査を受けるときに準備するもの 2

- マニュアル各届出書
(期間内に税関に届け出た書類)

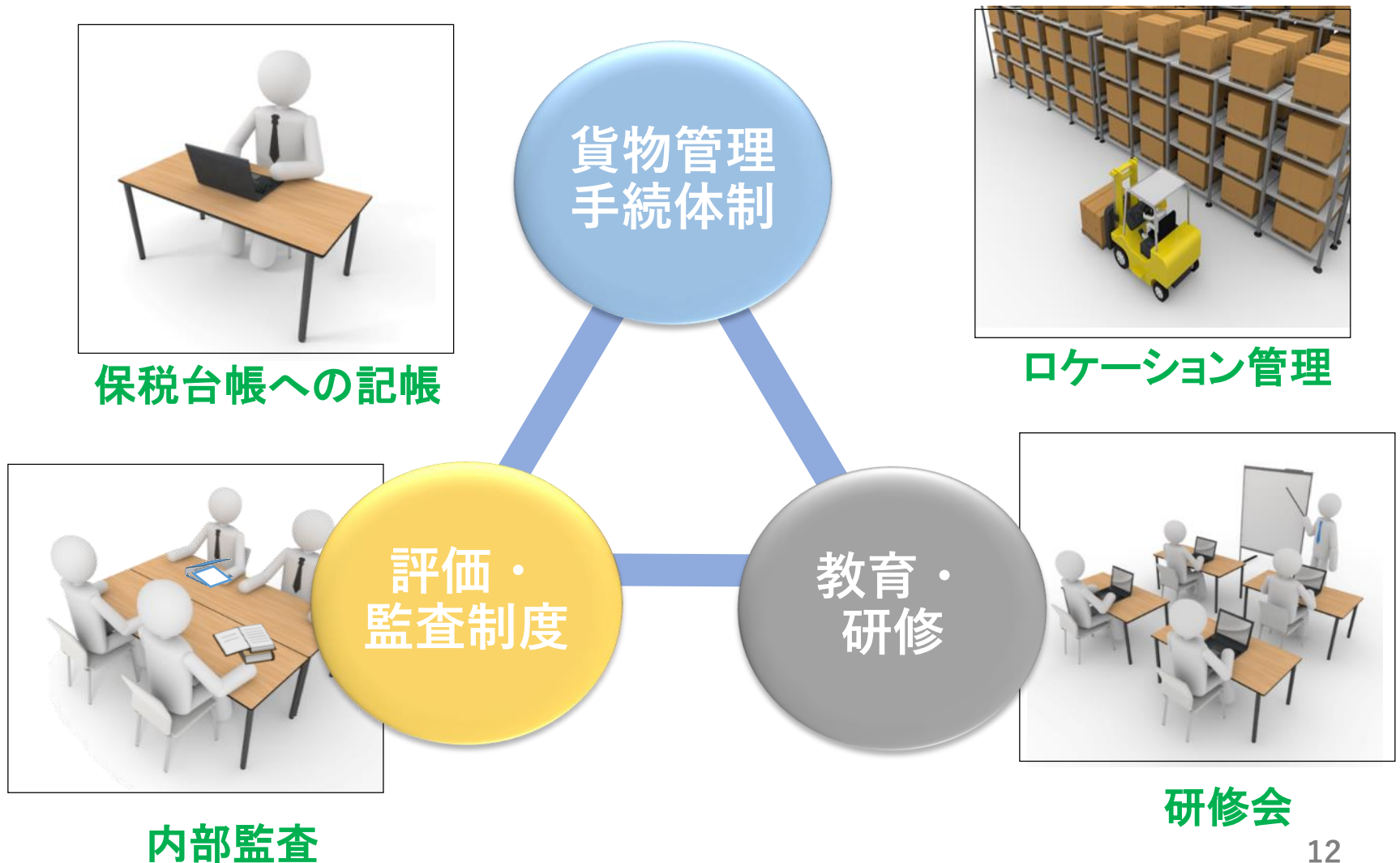
役員変更届、主要従業者変更届、

社内管理体制組織図

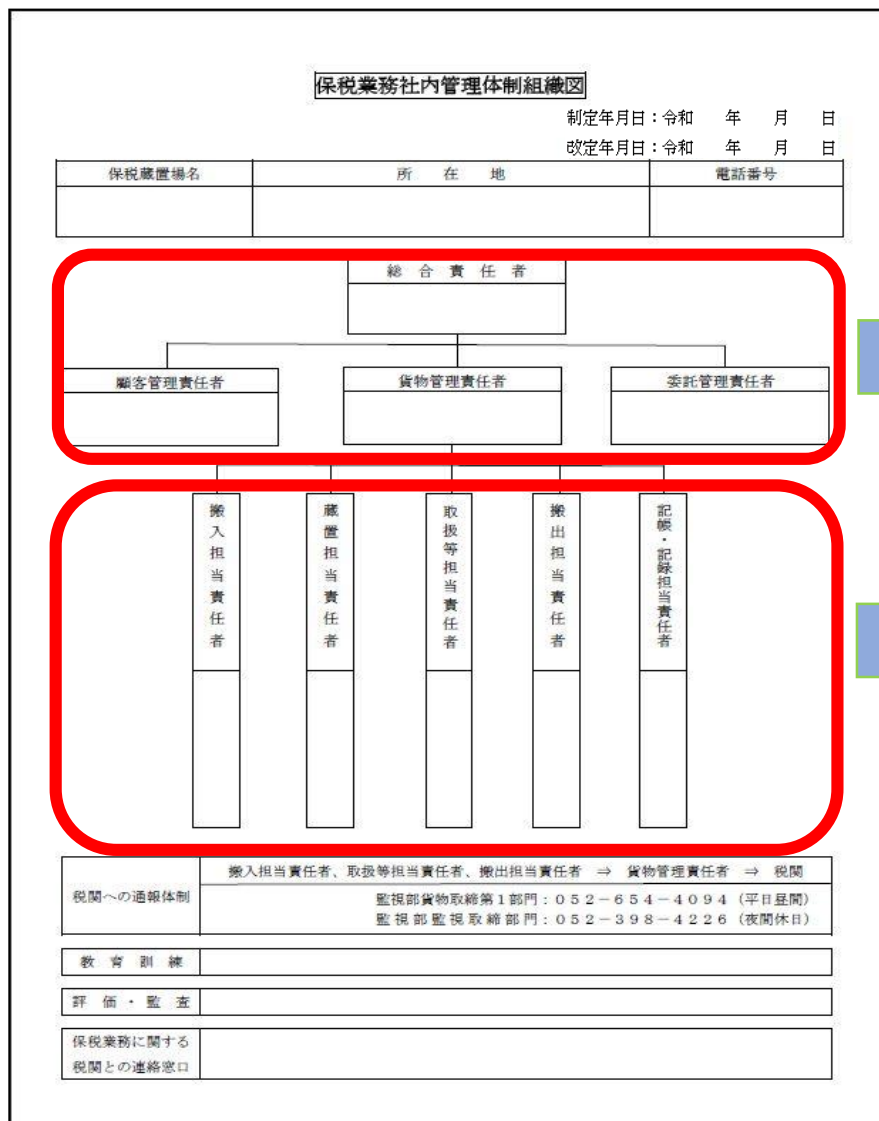
種類変更届、収容能力の増減届、

所在地変更届等

2. 社内管理規定で大事なこと (CP : Compliance-Program)



参考：保税業務社内管理体制組織図



主要従業者

- ・ 総合責任者
- ・ 顧客管理責任者
- ・ 貨物管理責任者
- ・ 委託管理責任者

各保税業務担当者

- ・ 搬入担当責任者
- ・ 蔵置担当責任者
- ・ 取扱担当責任者
- ・ 記帳・記録担当責任者

3. 非違について

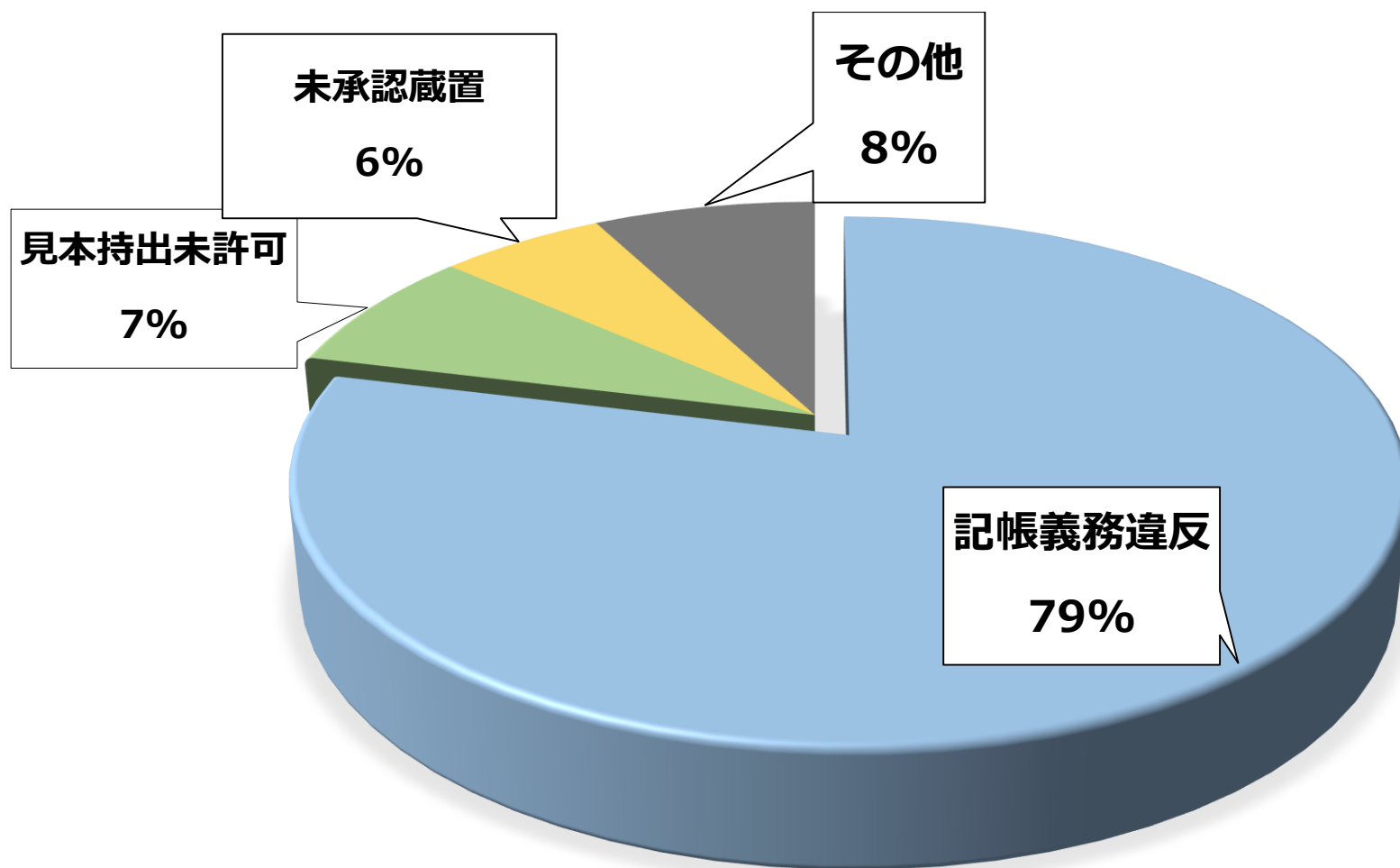
非違とは

法の規定に違反する行為

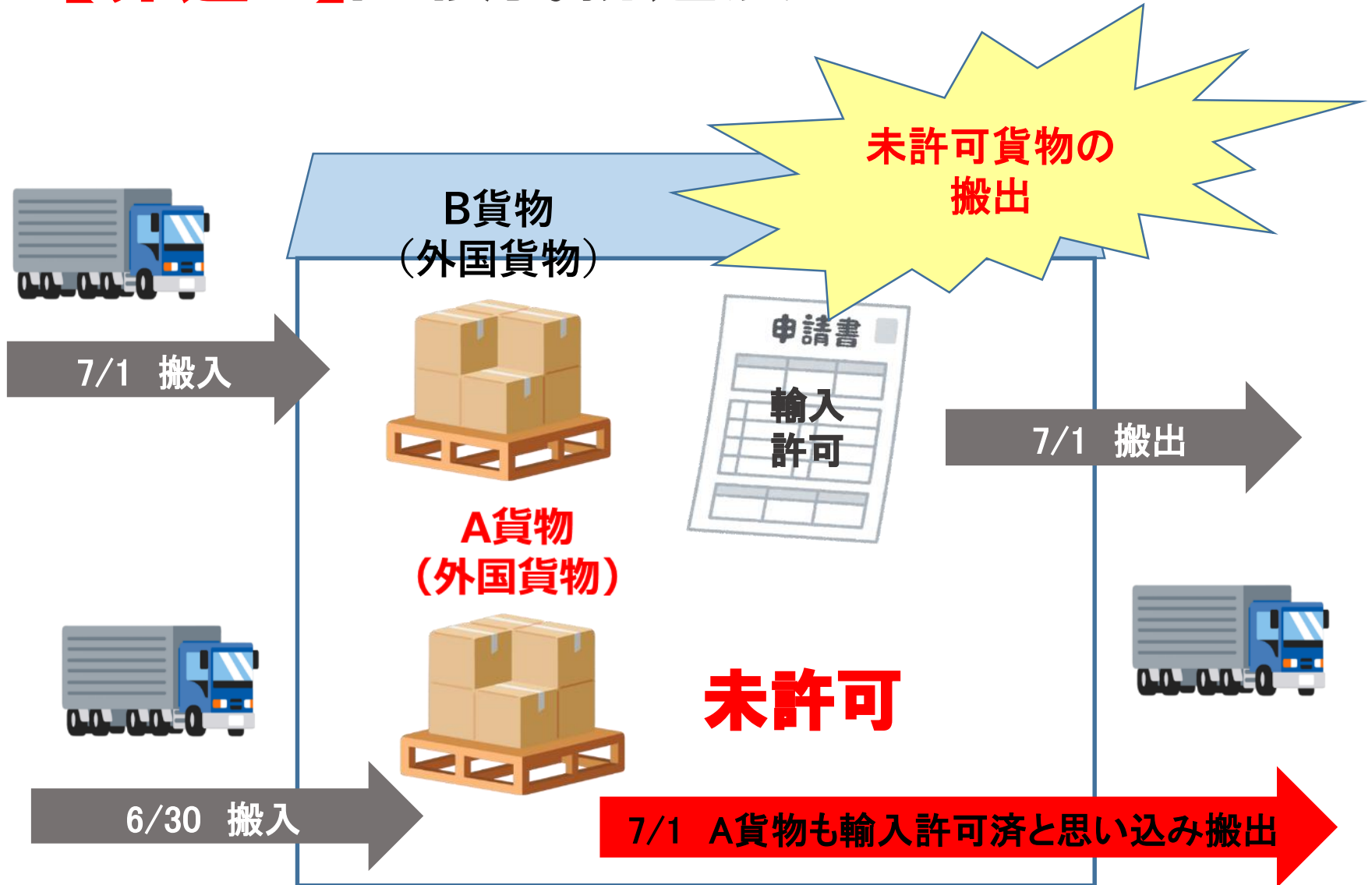
(誤記、誤謬及び単純なミスは含めない)

3. 非違について

2022年の非違内訳（全国）



【非違1】記帳義務違反 M・S



【非違2】記帳義務違反 S



NACCS参加
保税蔵置場

搬出入等の確認登録



NACCSセンター

民間管理資料の配信

NACCS管理資料
の取得漏れによる電
磁記録台帳の未作成

【非違3】記帳義務違反 S



S B S 1700

5 X X X X (蔵置場コード)

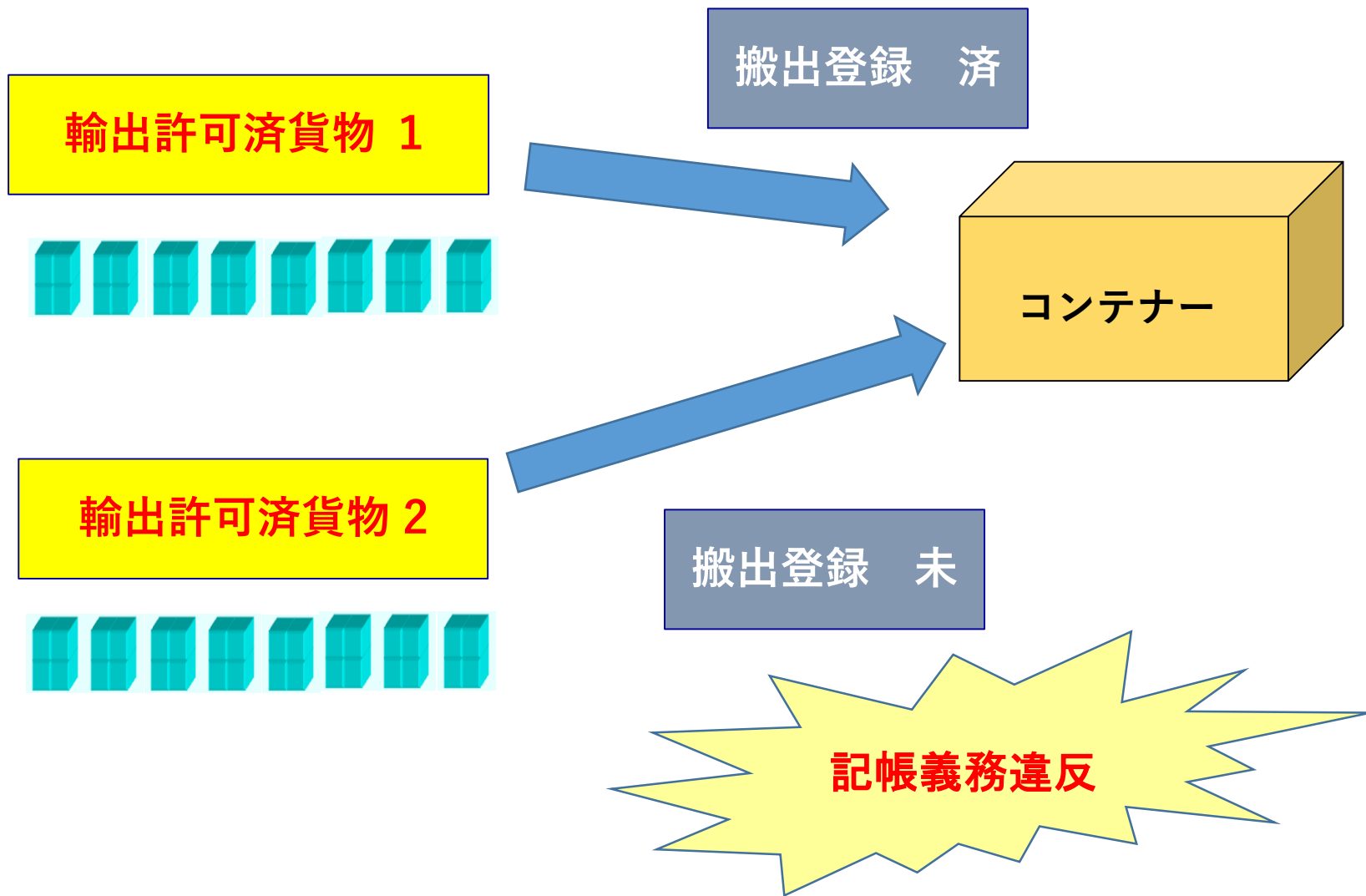
貨物取扱等一覧データ
20230711

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号
M	20230703	55443322110

見本持出日

配信民間資料 (火曜日配信)

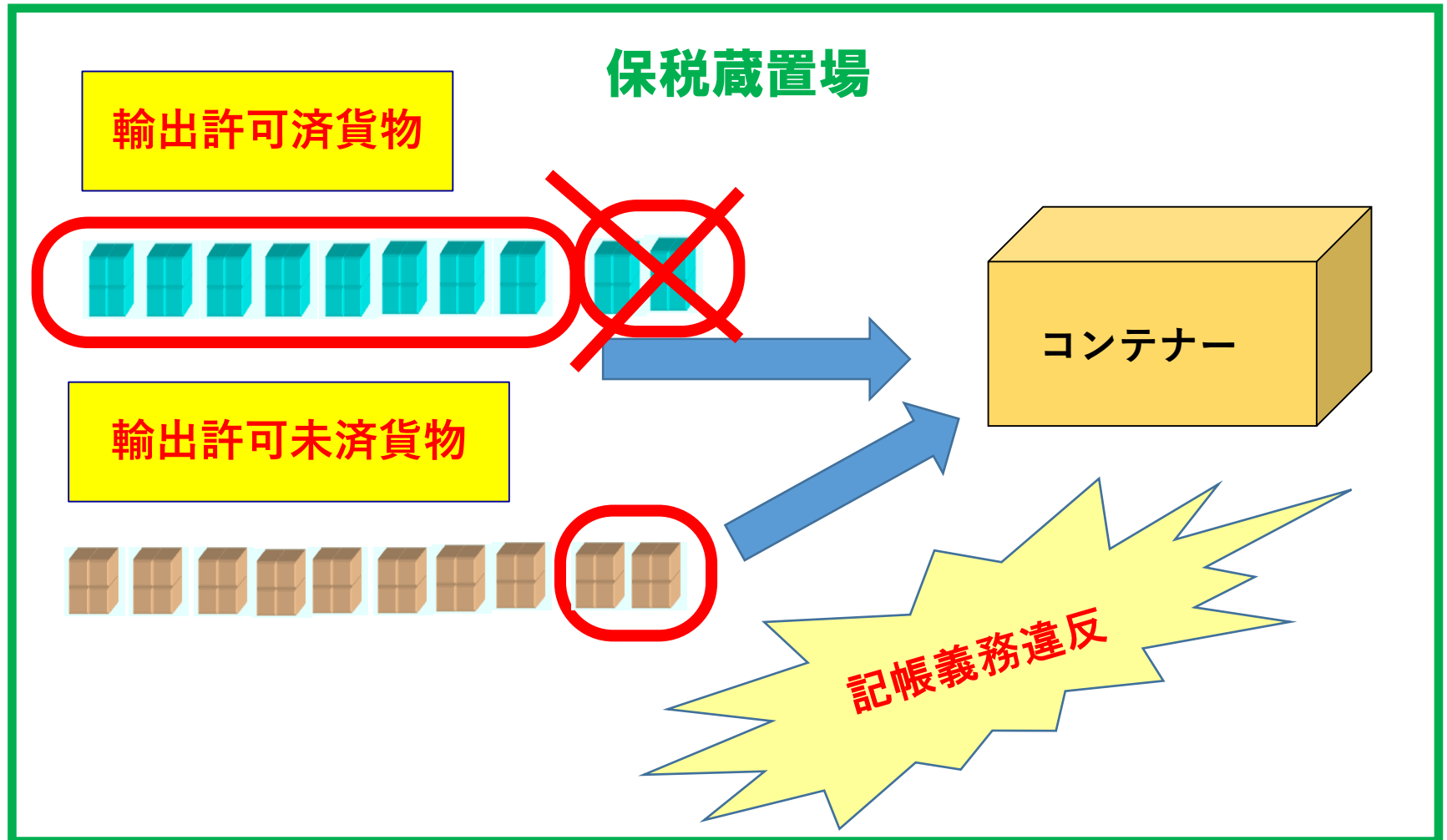
【非違4】外国貨物の誤搬出 S



G02輸出貨物搬出入データ

搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	輸出許可番号	輸出許可
①20230717	09 : 30	20230720	11 : 30	22223333440	20230720
②20230719	10 : 30		11 : 30	33334444550	20230720
③20230720	09 : 30	20230725	11 : 30	44445555660	20230724
④20230722	10 : 30	20230725	11 : 30	77778888990	20230724

【非違5】 外国貨物の誤搬出 M・S



【非違6】収容能力増減等の届出違反 M・S

保税蔵置場のフェンスを工事



【非違7】 外国貨物を置く場所の制限違反

M・S

自社敷地



保税蔵置場

A貨物
(外国貨物)



保税地域外
蔵置

3 非違について（防ぐには・・・）

- 社内管理規定の順守
- 管理体制の把握
- 複数人による入力・作業確認
- 配信日報の内容の確認 S
- モニター画面だけにとらわれず
常に貨物（現物）の状態を把握

ご清聴ありがとうございました。

